（指定高速情報処理用半導体の種類）

第二十二条　法第六十一条第一項の政令で定める半導体の種類は、演算を行う半導体及び記憶を行う半導体とする。

（指定高速情報処理用半導体に係る施設又は設備を所有し、又は所有することが見込まれる国立研究開発法人）

第二十三条　法第六十八条第一項の政令で定める国立研究開発法人は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構とする。

（その生産施設の設置が先端半導体・人工知能関連技術措置の対象となる当該生産施設で生産されるもの）

第二十四条　法第六十九条第一項第二号の政令で定めるものは、先端的な半導体の生産に必要な原材料、部品及び設備とする。

（法第七十二条第二号の政令で定める経費）

第二十五条　法第七十二条第二号の政令で定める経費は、先端半導体・人工知能関連技術債等の発行及び償還に関する諸費とする。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第二条　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第五十条第五項第六号中「第八項第五号」を「第九項第五号」に改め、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項第八号中「第二号」の下に「並びに第五十一条の二第一項第二号及び第二項第二号」を「委託費」の下に「（同条第一項第二号及び第二項第二号に該当するものを除く。）」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項第九号中「次号」の下に「及び第五十一条の二第二項第一号」を加え、同項第十一号中「補助金」の下に「（第五十一条の二第三項第一号に該当するものを除く。）」を、「委託費」の下に「（同号に該当するものを除く。）」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　法第八十五条第三項第一号イに規定する出資金の出資又は交付金の交付で政令で定めるものは、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に対する出資金（前項に規定する業務に係るものに限る。）の出資又は交付金（第五十一条の二第一項第二号に該当するものを除く。）の交付とする。

第五十一条第一項第八号及び第十四号中「次条第一項第六号」を「第五十二条第一項第六号」に改め、同条第七項第一号中「次条第一項各号」を「第五十二条第一項各号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（先端半導体・人工知能関連技術対策に係る財政上の措置等）

第五十一条の二　法第八十五条第八項第二号に規定する補助で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

一　先端的な半導体又はその生産に必要な原材料、部品若しくは設備（次号において「先端的な半導体等」という。）の生産施設（生産施設に係る設備を含む。）の設置に要する費用に係る補助金の交付

二　先端的な半導体等に係る技術の開発に要する費用に係る補助金若しくは委託費の交付又は先端的な半導体等に係る技術の開発に要する費用に充てるため国立研究開発法人産業技術総合研究所若しくは国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に対して行う交付金の交付

2　法第八十五条第八項第三号に規定する補助又は出資金の出資で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

一　先端的な電子計算機の導入に要する費用に係る補助金の交付

二　人工知能関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第二項に規定する人工知能関連技術をいう。次項第一号において同じ。）を活用して同条第二項の機能を実現するために必要な基礎的なプログラムの開発又は先端的な電子計算機に係る技術の開発に要する費用に係る補助金又は委託費の交付

三　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第四十七条第一項第十二号に掲げる業務に係る独立行政法人情報処理推進機構に対する出資金の出資

3　法第八十五条第八項第四号に規定する措置で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

一　先端的な半導体の性能の向上及びその安定的な生産の確保並びに先端的な電子計算機の導入その他の人工知能関連技術の利用の促進を図るために行う調査に要する費用に係る補助金又は委託費の交付

二　情報処理の促進に関する法律第四十七条第一項第十六号に掲げる業務に要する費用に係る補助金の交付

第五十二条第一項第一号ロ中「第五十条第七項第一号」を「第五十条第八項第一号」に、「同条第九項第一号」に「同条第九項第二号」を「同条第十項第二号」に改め、同項第二号中「第五十条第七項第十号」を「第五十条第八項第十号」に、「第八項第七号」を「第九項第七号」に、「第九項第一号」を「第十項第一号」に改め、同項第三号中「前条第七項第一号イ」を「第五十一条第七項第一号イ」に改め、同項第四号中「前条第七項第十九号」を「第五十一条第七項第十九号」に改め、同項第五号イ中「前条第一項第二号ロ」を「第五十一条第一項第二号ロ」に改め、同号ハ中「前条第三項第二号」を「第五十一条第三項第二号」に改め、同項第六号ロ中「前条第一項第三号」を「第五十一条第一項第三号」に改め、同号ハ中「前条第一項第二号ハ」を「第五十一条第一項第二号ハ」に改め、同号ニ中「前条第四項第九号」を「第五十一条第四項第九号」に改め、同号ホ中「前条第四項第五号」を「第五十一条第四項第五号」に改め、同項第七号ロ中「前条第一項第二号イ」を「第五十一条第一項第二号イ」に改め、同号ハ中「前条第一項第四号」を「第五十一条第一項第四号」に改め、同号ニ中「前条第一項第二号ハ」を「第五十一条第一項第二号ハ」に改め、同号ホ中「前条第一項第九号」を「第五十一条第一項第九号」に改め、同号チ中「前条第三項第一号」を「第五十一条第三項第一号」に改め、同項第八号イ中「前条第四項第五号」を「第五十一条第四項第五号」に改め、同号ロ中「前条第六項第五号」を「第五十一条第六項第五号」に改め、同号ハ中「前条第七項第一号ロ」を「第五十一条第七項第一号ロ」に改め、同項に次の一号を加える。

十　先端半導体・人工知能関連技術勘定に係る事務　経済産業大臣

（予算決算及び会計令の一部改正）

第三条　予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第九条の四の次に次の一条を加える。

第九条の五　令和七年度における財政法第六条に規定する剰余金は、第十九条並びに附則第九条の二及び第九条の三並びに前条第二項の規定により計算して得た額から、令和六年度の一般会計補正予算（第1号）に計上された先端半導体・人工知能関連技術費用（情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第三十号）附則第五条第一項に規定する先端半導体・人工知能関連技術費用をいう。）に関する経費であつて、財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定により繰越しをしたものについて、令和七年度において不用となつた金額及び国に返納された金額（以下この項において「不用額等」という。）がある場合における当該不用額等（返納の際に当該金額に延滞利息又は加算金が付されている場合には、これらの金額を含む。）を控除して計算する。

前項の規定は、令和八年度における財政法第六条に規定する剰余金について準用する。この場合において、同項中「第九条の三並びに前条第二項」とあるのは「前条第三項において読み替えて準用する同条第二項」と、「令和七年度において」とあるのは「令和八年度において」と読み替えるものとする。

附則第十条の三の次に次の一条を加える。

第十条の四　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第六十九条第三項の規定により令和七年度から令和十二年度までの各年度の翌年度の四月一日以後発行される公債に係る収入であつて当該各年度所属の歳入とされるものについては、第七条第一項本文の規定にかかわらず、日本銀行において当該各年度所属の歳入金として当該各年度の翌年度の六月三十日まで受け入れることができる。